

みどり活動支援事業の概要について

1 目的

地域緑化活動団体や市内で緑の活動を行っている団体に対し、園芸資材等の支援を校区ごとに行い、自主活動へと発展していく支援をすることを目的とする。

2 支援団体と条件

- ・堺市内全小学校区を対象とし、地域（校区）を中心に活動する10人以上の団体であること。※原則、活動する校区内の住民又は校区内に勤務する者
- ・活動場所が地域のまちかど、広場など公開性があり、土地所有者の使用許可を得ていること。

3 支援条件と支援内容について

- ・年1回申請（令和3年5月19日～令和3年6月18日）
- ・申請書（様式1）に基づき資材支援を年2回（配付時期は、9月頃と翌年3月頃）。
- ・配付できる資材の種類、数量には制限があるため、校区単位で決定。
- ・同一校区内に複数の活動団体がある場合は、団体間で調整していただきます。
*活動地をひとつにまとめるわけではありません。
- ・配布場所は原則1ヶ所。
- ・翌年3月には実績報告書（様式5）を提出すること。
（提出期限：令和4年3月25日まで）
*申請書一式の中にある「実績報告書（様式5）」にて活動内容等を記入の上、活動写真の添付をお願いします。

4 申請書の提出と申請の決定

- ・支援を受けようとする団体は、期日までに堺市公園協会に郵送。
- ・申請内容を精査した後、採用の場合は決定通知書を送付します。（6月下旬）
*申請者が多数の場合は、支援が出来ない場合があります。

5 資材の支援

- ・1校区100ポイントを上限。
- ・複数の活動団体がある場合は、校区内で調整をしていただき申請。

6 啓発看板の設置について

- ・事業の主旨を広く周知するため、啓発看板を設置していただきます。
（看板は堺市公園協会より提供）